

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令について

1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油又は高圧ガスが大量に貯蔵され、又は取り扱われる区域を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

石油・高圧ガス等を大量に貯蔵し、取り扱い、又は処理する事業所（以下「特定事業所」という。）を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある場合、当該特定事業所の自衛防災組織に、大容量泡放射システムを備え付けなければならないとされている（法第 16 条第 4 項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 1 項及び第 3 項）。

そして、2 つ以上の特別防災区域にわたる区域であって、施行令第 22 条で定める区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、特定事業所の自衛防災組織の業務のうち大容量泡放射システムに関するものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができることとされており（法第 19 条の 2 第 1 項）、その区域は施行令別表第 3 に掲げる地区の区域とされている。

消防庁では、都道府県に対して石油コンビナート等防災体制の状況について毎年度調査（4 月 1 日時点）を行っており、調査結果を精査したところ、施行令別表第 3 に掲げる区域のうち、第四地区中の京葉臨海北部地区、第六地区中の富山地区及び第八地区中の和歌山北部臨海中部地区において、直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業者が存在していないことが判明し、これらの地区について広域共同防災組織を設置することができる区域として規定する必要がなくなったことから、施行令において所要の改正を行う。

【広域共同防災組織を設置することができる地区の廃止及び区域の縮小】

区分	地区名	改正内容	改正理由
第四地区	<u>京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区</u>	<u>地区の廃止</u> （京葉臨海北部地区の削除に伴う第四地区の廃止）	直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの廃止
第六地区	新潟東港地区、 <u>富山地区</u> 、新潟湊地区、福井臨海地区	<u>区域の縮小</u> （富山地区の削除）	同上
第八地区	堺泉北臨海地区、 <u>和歌山北部臨海中部地区</u> 、和歌山北部臨海南部地区、御坊地区	<u>区域の縮小</u> （和歌山北部臨海中部地区の削除）	同上

2. スケジュール

閣議 令和 7 年 11 月 18 日（火）

公布 令和 7 年 11 月 21 日（金）

施行 公布の日の翌日（令和 7 年 11 月 22 日（土））

※ 別途立案している石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令と同日公布とする予定（法令番号は本改正令が先）

3. 意見公募手続

本案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第4号に該当することから、意見公募手続は実施しない。